

医療提供体制の充実②

	第4波	収束局面	第5波	増床数	医療体制充実に向けた取組
奈良県	439	370	468	98	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者全員の入院・宿泊療養を基本として、第5波のピーク時の総療養者を上回るように入院病床及び宿泊療養室を確保 ・感染症法に基づく病床提供を要請（令和3年4月） ・新型コロナ治癒患者を受け入れる後方支援病院の活用
和歌山県	470	400	605	205	<ul style="list-style-type: none"> ・入院率100%堅持のための病床の大幅確保 ・県全域での入院調整 ・回復期の宿泊療養施設の活用
鳥取県	321		337	16	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者は原則入院し治療 ・ゲルカリセンターの設置・運用（病床ひっ迫のおそれが生じた時） ・宿泊・自宅療養における24時間健康サポート
徳島県	234		234	0	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設を1施設（124床）新たに追加することで、第5波においても病床を過度に圧迫することなく、軽症者の速やかな受入れが可能 ・宿泊療養施設に、「担当医療機関制度」を導入し、入所者の健康状態を継続的に確認して頂く体制を確保。また一部医療機関は後方支援病院として、対処後のフォローも実施

計 2,006 床 増加